

景観

良好な景観を守り、育てるために
静岡県屋外広告物条例が改正されます

屋外広告物は街を彩り、私たちにさまざまな情報を与えてくれるとても便利なのです。

しかし、無秩序に設置すると街並みや自然景観を損ね、適切な管理が行われないと倒壊や落下などの事故を招く危険性があります。

市では、良好な景観を守り育てるために、「屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物についてルールを設けています。

このたび、特に良好な景観の形成を図る必要がある地域の野立て案内図板の設置許可基準を改正し、10月1日から施行することになりました。

改正に先立ち、市では3月に茶園景観保全と、市が先導的に基準を遵守すべきとの考えで、東名高速道路相良・牧之原インター正面にあつた公共看板を撤去しました。

要件を全て満たしているものです。①常時または一定の期間継続して

- ④看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物などに表示、設置されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- 表示されるもの
- その他やむを得ない場合に当該事業所などへ案内しますは誘導するため表示し設置するものです。

今回の改正により、市内においては、東名高速道路や富士山静岡空港の周囲500m以内の地域は広告物の設置を原則として禁止し、国道150号バイパスや473号線沿いの一部の地域は設置の際に、高さや面積、地色の明るさ、表示内容に占める案内表示の割合など細かな基準が適用されます。現在基準を満たして、改正後に基準の対象外となるものについては、3年間の経過措置期間中に基準に適合したものにする必要があります。

最近では、富士山が世界文化遺産に登録され、景観への関心は一層高まっています。市内には、誇るべき素晴らしい

景観がたくさんあります。適切に広告物を設置して、豊かな自然に調和した景観を守り続けていきましょう。

問い合わせ 都市計画課 元水 ☎ (53) 2633

議会

市議会6月定例会報告

問い合わせ 管理課 瀧井 ☎ (23) 0050

6月4日から6月24日までの会期で市議会6月定例会が行われましたので、その主な内容をお知らせします。

今回の補正予算では、4月6日の集中豪雨により被害を受けた道路や河川、水路の復旧工事などの災害復旧事業費や浸水被害があった細江地区の河川整備に係る調査費用などの予算措置を行いました。一方で、当初予算に計上した事業のうち、津波避難道路整備や細江小学校校舎増築などを、国の大継補正予算を受けて24年度に前倒ししたことにより事業費を減額したため、6月としては異例の減額補正となりました。

牧之原市防災行政無線施設の売買契約について
市内全域での通信が可能になる
デジタル地域防災無線機器（携帯

- 牧之原市介護保険条例の一部を改正する条例
- 牧之原市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例
- 牧之原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 地方法の一部改正により、延滞金の利率の引き下げなどが行われました。
- これに伴い、市の介護保険料や国民健康保険高額療養費の資金貸付金、後期高齢者医療保険料の延滞金の率を引き下げるための条例改正を行いました。

また、一般会計平成24年度繰越明許費繰越計算書についての報告を行ったほか、25年度一般会計補正予算（第1号）、市税条例や市国民健康保険条例の一部改正について、市長が専決処分を行つたことに對して議会の承認を得ました。

募集

市営住宅の入居希望者を募集します

問い合わせ 都市計画課 川口 ☎ (53) 2633

市営住宅は、公営住宅法による収入基準以内で住宅に困っている世帯に、安い家賃で市が貸している住宅です。申し込みは隨時受け付けていま

すが、申込資格の確認や書類の提出などが必要になります。年に一度、抽選で待機順位を決定し、住宅に空きが生じたときに順番に入居が可能となります。

| 市営住宅一覧 | | | | |
|----------|-----------|------------|-----|------|
| 名称 | 所在地 | 建築年 | 戸数 | 間取り |
| 菅ヶ谷団地 | 菅ヶ谷218番地1 | 昭和63年～平成元年 | 52戸 | 3LDK |
| ハイツ地頭方団地 | 地頭方473番地 | 平成7年～平成9年 | 54戸 | 3LDK |
| 静波団地 | 静波75番地1 | 昭和53年 | 24戸 | 3DK |
| 三栗団地 | 静谷762番地1 | 昭和61年 | 12戸 | 3DK |
| 湊団地 | 勝俣2061番地1 | 平成2年 | 24戸 | 3DK |
| 牧之原団地 | 布引原270番地 | 平成8年 | 28戸 | 2LDK |

| 市営住宅の申込資格 | 開催日 | 募集中 | 対象期間 | 申込方法 | 申込期限 |
|---------------------|--------|-------------|-------------|------|--------|
| ・住宅に困っている | 9月30日㈪ | 上記の団地 | 平成25年10月1日㈫ | 書類添付 | 9月30日㈪ |
| ・市内に在住または在勤している | 午後 | 平成26年9月30日㈫ | 平成26年9月30日㈫ | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・同居する親族がいる | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・連帯保証人がいる | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・入居者全員の収入合計が基準以内である | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・入居者全員が健康保険に加入している | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・入居者全員が暴力團員でない | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |
| ・外国人の人は日本語が分かる | | | | 書類添付 | 9月30日㈫ |

案内図板設置許可基準の概要

| 基準の項目 | 特別規制地域内 | 後退距離規制適用地域内 |
|----------|---|---|
| 距離 | 案内図板の設置場所から目的地までの距離は10km以内 | |
| 案内図板間の距離 | 案内図板間の距離は、左右に50cm以上、前後に5m以上 | |
| 高さ | 地上5m以下 | |
| 面積 | 片面3m以内、表側と同じ形の物をぴったりくっつけて表示する場合のみ、裏側にも表示可 | 片面5m以内、表側と同じ形の物をぴったりくっつけて表示する場合のみ、裏側にも表示可 |
| 地図矢印 | 案内するための地図や矢印を必ず表示 | |
| 案内表示の面積 | 板面の3分の1以上 *ここには他の物は表示不可。 | |
| 写真、イラスト | 表示面積全体の3分の1以下 | |
| 地色の色彩 | 彩度8以下かつ明度3以上 | |
| 電飾設備の利用 | 案内広告を直接照らす物以外は使用不可 | |
| 建築物の利用 | 建物の屋上や壁面、塀には設置不可 | - |
| 協同看板 | 10m以内(1者当たりは2m以内)。表側と同じ形の物をぴったりくっつけて表示する場合のみ、裏側にも表示可。その場合、裏側も5者以上の協同看板であること | 15m以内(1者当たりは3m以内)。表側と同じ形の物をぴったりくっつけて表示する場合のみ、裏側にも表示可。その場合、裏側も5者以上の協同看板であること |